

県立病院ビジョン（素案）に対する部局からの意見への対応について

No.	頁	行	素案該当箇所	修正案	修正理由 (意見のみの場合は、この欄のみ記載)	意見等提出 部署・課名	意見に対する対応(案)
1	4	表中	中部病院「主な指定等」 ・がん診療連携拠点病院	・地域がん診療連携拠点病院	正しい名称に修正 「地域」を付けない場合は県拠点を含まれることになる。	保健医療部 健康長寿課	御意見のとおり、文言を修正する。
2	31	35	周産期医療において、母子の愛着形成や児の健やかな発育・発達を支援するために、臨床心理士や、退院支援コーディネーター、医療ソーシャルワーカー等のスタッフの配置を充実させる必要があるが、現状では人員体制が十分とされていない。	【現状と課題】の追加 ■周産期医療において、産後うつ病等を予防し、母子の愛着形成や児の健やかな発育・発達を支援するために、県立病院において、必要に応じて精神科等(精神科・診療内科医、助産師、看護師、公認心理師、臨床心理士等)と連携し支援を行う「周産期メンタルヘルス支援体制」を整備していく必要がある。	女性のライフサイクルのなかでも、妊娠・出産・育児期は心身ともに急激な変化を伴うストレスフルな時期であり、更に近年では、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い人との接触機会が減る等、妊娠中からのメンタル支援を必要とする妊婦の割合は増加している。 必要な支援が受けられずに出産を迎えると、精神状態の悪化から産後うつ病の発症をもたらす結果となり、胎児・新生児に否定的な感情を抱き不適切な育児態度や行動が危惧される状況となってしまう。 県内の産科医療機関や各市町村の保健師からは、メンタルヘルスの支援が必要な妊産婦を早期に精神科やクリニックに繋ぎたいが、受診まで早くても1～2ヶ月待ちの状態であったり、妊婦の受け入れが難しい等の理由で断られてしまうケースがあり、現在、本島で妊娠期から分娩、産後まで精神科や産科が診療可能な医療機関は、琉大病院のみである。	保健医療部 地域保健課	御意見の趣旨を参考に、文言を修正する。 <修正案> ※意見NO.8の趣旨も併せて整理 ■周産期医療において、産後うつ病等を予防し、母子の愛着形成や児の健やかな発育・発達を支援することが重要となっているが、県内においては、マタニティブルーや産後うつ等の妊産婦に対する支援を行う体制が十分とされていない。
3	31	40	本県では、正常分娩を取り扱う民間の産科医療機関の医師が高齢化していることから、数年後には地域の分娩取り扱い医療機関が大幅に減少する可能性がある。第7次沖縄県医療計画において、「正常分娩を周産期母子医療センターに集約することを検討」することも示されていることから、県立病院における正常分娩への対応強化も含め、周産期母子医療センターとしての体制を整備していく必要がある。				
4	33	13～18	●重症新生児の出生集中にも対応可能な看護体制を確保するほか、周産期医療部門における相談支援体制の充実に必要な人員(公認心理師、社会福祉士等)の配置を行う。 ●正常分娩取扱件数の増加に対応する県立病院の体制の確保について検討を行い、必要に応じ助産師等の人員の配置を行う。	●重症新生児の出生集中にも対応可能な看護体制を確保するほか、周産期医療部門における相談支援体制の充実に必要な人員(公認心理師、社会福祉士等)の配置並びに精神科との連携を図る。 ●正常分娩取扱件数の増加及び周産期メンタルヘルス支援に対応する県立病院の体制の確保について検討を行い、必要に応じ助産師等の人員の配置並びに精神科等との連携等体制整備を行う。	そのため、県立病院に、正常分娩と周産期メンタルヘルスの対応が可能な医療機関として役割を担って頂きたい。		御意見の趣旨を参考に、文言を修正する。 <修正案> ●重症新生児の出生集中にも対応可能な看護体制を確保するほか、周産期医療部門における相談支援体制(周産期メンタルヘルス支援を含む。)の充実に必要な人員(公認心理師、社会福祉士等)の配置を行う。
5	35	表中	〈がん診療連携拠点病院等の指定状況〉 二次医療圏「北部」 ・北部地区医師会附属病院	・北部地区医師会病院	正しい名称に修正	保健医療部 健康長寿課	御意見のとおり、文言を修正する。

No.	頁	行	素案該当箇所	修正案	修正理由 (意見のみの場合は、この欄のみ記載)	意見等提出 部署・課名	意見に対する対応(案)
6	35	表中	〈がん診療連携拠点病院等の指定状況〉 ・県がん診療連携拠点病院	・都道府県がん診療連携拠点病院	正しい名称に修正 整備指針及び県がん対策推進計画上の正しい表記	保健医療部 健康長寿課	御意見のとおり、文言を修正する。
7	37	1	欄<難病医療協力病院>、項<南部> 「南部医療センター・こども医療センター、かりまた内科医院、とよみ生協病院、沖縄第一病院、牧港中央病院、豊見城中央病院、南部徳洲会病院、沖縄協同病院、沖縄メディカル病院、小禄病院、オリブ山病院、おもしろまちメディカルセンター、沖縄セントラル病院、浦添総合病院」	「南部医療センター・こども医療センター、かりまた内科医院、とよみ生協病院、沖縄第一病院、牧港中央病院、豊見城中央病院、南部徳洲会病院、沖縄協同病院、沖縄メディカル病院、小禄病院、オリブ山病院、おもしろまちメディカルセンター、沖縄セントラル病院、浦添総合病院」	※記載漏れ	保健医療部 地域保健課	御意見のとおり、文言を修正する。
8	37、38	11~	該当箇所なし	【現状と課題】の追加 マタニティブルーや産後うつ等の妊産婦の精神科受診に約2ヶ月待ちの状況でタイムリーに治療が受けられない現状があり、精神科救急急性期病院では、妊産婦管理は困難との理由で断られた事例がある。 (施策に追加希望) ●産後うつ病等を予防し、母子の愛着形成や児の健やかな発育・発達を支援するために、各県立病院に「妊産婦メンタルヘルス専門外来」を新設する。	日本産婦人科医会の資料によると、妊産婦にみられる精神疾患である「産後うつ病」の発症頻度は、妊娠中の約10%、産後の10-15%となっている。 これから算出すると、県内の産後うつ病の妊産婦は約2,250人程度(沖縄県の年間出生数は約15,000人×15%=2,250人)となる。 沖縄は全国一の出生率であり、メンタルヘルス支援が必要な妊産婦の数も多いが、現状は、精神科受診まで早くても1~2ヶ月待ちの状態であったり、妊婦の受け入れが難しい等の理由で断られてしまうケースがあり、現在、本島で妊娠期から分娩、産後まで精神科も産科も診療可能な医療機関は、琉大病院のみである。 そのため、精神科に優先予約枠を設けたり妊産婦メンタルヘルス専門外来を設ける必要があり、県立病院にその役割を担って頂きたい。	保健医療部 地域保健課	(意見NO.2,3に同じ)
9	38	8	宮古医療圏及び八重山医療圏においては、県立病院以外に精神科の入院医療に対応できる病院がない。	【現状と課題】の追加 ■宮古医療圏及び八重山医療圏においては、児童の発達や心の問題に対応できる医療機関の数が限られている。	当課が所管する「子どもの心の診療ネットワーク事業」のなかで、離島圏域における子どもの心の診療体制の確保が課題として挙げられているため。沖縄県発達障がい者支援センターの調査によると、令和3年時点で発達障害等の診療が可能な医療機関は宮古圏域で1医療機関、八重山圏域ではゼロとなっており、いずれも医療体制が不十分な状況であると認識している。	保健医療部 地域保健課	御意見の趣旨を参考に、文言を修正する。 <修正案> 宮古医療圏及び八重山医療圏においては、県立病院以外に精神科の入院医療に対応できる医療機関がなく、児童の発達や心の問題に対応できる医療機関も限られている。
10	38	24	宮古病院及び八重山病院においては、宮古医療圏及び八重山医療圏における精神科医療の拠点病院として、必要となる体制を確保する。	●宮古病院及び八重山病院においては、宮古医療圏及び八重山医療圏における精神科医療及び児童精神科医療の拠点病院として、必要となる体制を確保する。	離島圏域における子どもの心の診療体制の充実を図るため、宮古病院及び八重山病院における児童精神科医療の診療体制の確保について、ビジョンに反映していただきたい。	保健医療部 地域保健課	御意見の趣旨を参考に、文言を修正する。 <修正案> 宮古病院及び八重山病院においては、宮古医療圏及び八重山医療圏における精神科医療の拠点病院として、必要となる体制を確保するとともに、児童の発達や心の問題を支援する体制を強化する。

No.	頁	行	素案該当箇所	修正案	修正理由 (意見のみの場合は、この欄のみ記載)	意見等提出 部署・課名	意見に対する対応(案)
11	48	26	～様々な相談)	～様々な相談、 <u>学校教育との連携</u>)	入院中の児童生徒の在籍する学校や、院内学級での対応を含めて、学校教育との連携が必要。	教育庁 県立学校教育課	御意見のとおり、文言を修正する。
12	58	38～ 40	組織の見直し(設備・調達課の設置、係制の導入など)や定数の増員を行うこと	組織・定数の見直し(設備・調達課の設置、係制の導入など)を行うこと	定数については、仮に病院事務部の増員が必要であっても、局内の配分方法の変更も含めて検討する必要があるため、増員に限定することなく、見直しとすることが適切であるため。	総務部 財政課	御意見の趣旨を参考に、文言を修正する。 <修正案> 組織の見直し(設備・調達課の設置、係制の導入など)や適切な定数配置等を行うこと
13	60	3,4	「沖縄県立病院経営計画」に基づき、収支の改善や経営の安定性に資する取組を計画的に実施し、更なる経営の効率化を図る。	意見のみ	60頁の2行に情報発信するという記述があるが、3行から4行において、具体的に何を情報発信するか記載がなかったので、60頁の2行又は3から4行の修正が必要。	総務部 財政課	御意見の趣旨を参考に、文言を修正する。 <修正案> ア 経営の効率化に向けた取組の推進及び情報発信
14	60	6～ 11	イ 精和病院の建替及び医療機能の拡充等に向けた取組の推進 ウ 中部病院の建替等に向けた取組の推進	意見のみ	病院の新設・建替に係る起債の手続きについて、現在の取扱では、財政課調整が完了した後、原則、基本設計着手の前年度11月に、総務省に対して病床数等を記した事業概要、収支計画等を提出することとなっている。 そのため、病院事業局としては、本ビジョン等に基づき、今後、精和病院及び中部病院の建替等を検討することであるが、本件に係る財政課との調整期間については、十分に確保されたい。	総務部 財政課	御意見の趣旨については、取組を進める際に留意する。
15	61	11～ 20	ア 県立病院の電子カルテシステム統一化等に向けた取り組みの推進	意見のみ	電子カルテの統合について、令和4年度から、病院経営主体の統合を伴わない場合であっても医療情報の連携等を目的とする場合には、一般会計からの繰出割合が大きく、より地方財政措置の受けられる、『機能分化・連携強化』の取り組みにあたる可能性がある。 今後、要件等を明らかにした通知が総務省から発出される見込みのため、確認のうえ対応が可能かどうか検討する必要がある。 また、本件は病院の建替等と同様に、一般会計からの繰出金に与える影響が大きいため、導入方法等について財政課と調整のうえ進める必要がある。 については、本件に係る財政課との調整期間については、十分に確保されたい。	総務部 財政課	御意見の趣旨については、取組を進める際に留意する。